

衆議院内閣委員会ニュース

平成 27.5.8 第 189 回国会第 4 号

5月8日（金）、第4回の委員会が開かれました。

1 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）

- ・ 山口国務大臣、平内閣府副大臣、あかま総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・ 参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

平井 たくや君（自民）

- ・ マイナンバーの漏えいが、事業者に対する処罰又は漏えいした情報の本人の被害に直ちにつながるわけではないとの理解について、政府の見解を伺いたい。
- ・ 本法律案により規定される匿名加工情報の制度がどのように経済活性化及び国民生活の向上につながるのかについて、山口国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 2020年を目途としたマイナンバー制度の利活用の在り方及び工程表を示すべきとの考えに対する山口国務大臣の見解を伺いたい。

阿部 知子君（民主）

- ・ 法改正後も、「個人の権利利益を保護すること」を前提とした上で個人情報の利活用を図るという従来からの姿勢には変更がないと考えて良いか、山口国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 住民基本台帳に記載された自身の情報がどのように提供され利用されているかについて、公表や本人に通知する制度が必要であると考えているが、総務省の見解を伺いたい。
- ・ マイナンバーの通知さえなされていない段階で、医療等分野におけるマイナンバーの利用範囲の拡充等を定めることは前のめりに過ぎ、かえってマイナンバーの利用についての不安を生むのではないかと考えるが、山口国務大臣の見解を伺いたい。

高井 崇志君（維新）

- ・ 匿名加工情報の加工基準を定める個人情報保護委員会規則に関して、①規則を制定する時期、②パブリックコメントの実施を含む民間事業者からのヒアリングの実施の有無、③専門委員の関与及び④時代の変化に応じた規則の見直しについて、山口国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 認定個人情報保護団体の設立・運営の支援も政府が行うべきであることから、業界団体が認定を受ける場合の要件、手続を明らかにし、マルチステークホルダープロセスが円滑にスタートするための相談体制等を充実すべきと考えるが、どうか。
- ・ 個人情報データベース等提供罪に関して、「不正な利益を図る目的で」の部分は解釈によって執行機関に大きな裁量を与えられ、個人情報取扱事業者が過度に委縮するおそれがあると考えているが、具体的に何を指すのか。

塩川 鉄也君（共産）

- ・ 個人識別符号に該当するかどうかの判断基準となる基本的な考え方について、山口国務大臣に伺いたい。
- ・ マイナンバー法制定時には付番の対象とされなかった特定健康診査情報を、本改正でマイナンバーの利用範囲に加えることとした趣旨について、政府の見解を伺いたい。